

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の取組状況整理票

- ・この整理票は、諸研究機関における取組の進捗状況を把握し、全体的な傾向等を分析するための基礎データとなるものです。
- ・ の各項目ごとに該当する選択肢に「1」を記入してください。
なお、【必須事項】は平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知において最低限実施を求めている事項です。
また、★印のあるものは、該当する場合に記入してください。

(研究機関名: _____)

1 機関内の責任体系の明確化

項目1 機関内の責任体系(最高管理責任者等)の明確化について **【必須事項】**

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1 機関内の責任体系を明確にしている |
| <input type="checkbox"/> | 2 機関内の責任体系について検討している |
| <input type="checkbox"/> | 3 機関内の責任体系を明確にできていない |

★ 選択肢1を選択した場合は、下記(1)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(1) 機関内の責任体系(最高管理責任者等の職名)の公開について

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 4 機関内の責任体系を公開している |
| <input type="checkbox"/> | 5 機関内の責任体系の公開について検討している |
| <input type="checkbox"/> | 6 機関内の責任体系を公開できていない |

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

項目2 事務処理手続きに関するルールの明確化・統一化に向けたルールの運用実態の把握状況について

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 7 ルールの運用実態を把握している |
| <input type="checkbox"/> | 8 ルールの運用実態の把握方法について検討している |
| <input type="checkbox"/> | 9 ルールの運用実態を把握できていない |

★ 選択肢7を選択した場合は、下記(2)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(2) 実態把握の方法について

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 10 研究者、事務職員に対する全学的なアンケート調査等により実態を把握した |
| <input type="checkbox"/> | 11 一部の部局等を対象にしたアンケート調査等により実態を把握した |
| <input type="checkbox"/> | 12 一部の研究者(研究担当理事、学部長・研究科長等)からのヒアリングなどにより実態を把握した |
| <input type="checkbox"/> | 13 その他(具体的な方法: _____) |

項目3 ルールの明確化・統一化に向けた取組状況について

- 14 ルールの明確かつ統一的な運用を図っている
- 15 ルールの明確かつ統一的な運用について検討している
- 16 ルールの明確かつ統一的な運用を行えていない

項目4 研究者及び事務職員に対するルールの周知に向けた取組状況について

- 17 ルールの全体像を体系化し、周知している
- 18 周知方法・内容について検討している
- 19 周知できていない

項目5 事務処理手続きに関する相談受付窓口の設置状況について **【必須事項】**

- 20 相談受付窓口を設置している
- 21 相談受付窓口の設置について検討している
- 22 相談受付窓口を設置できていない

★ 選択肢20を選択した場合は、下記(3)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(3) 相談受付窓口の設置形態について

- 23 機関内で統一的な相談受付窓口を設置している
- 24 部局等ごとに相談受付窓口を設置している
- 25 機関内で統一的な相談受付窓口と部局ごとの相談受付窓口を併設している
- 26 その他(具体的な設置形態: _____)

(2) 職務権限の明確化

項目6 事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任の明確化について

- 27 権限と責任を明確に定めており、理解を共有している
- 28 権限と責任を明確に定めており、理解の共有に努めている
- 29 権限と責任を明確に定められていない

項目7 適切な職務分掌規程の制定状況について

- 30 規程と業務分担の実態との乖離が生じない適切な職務分掌規程を定めている
- 31 職務分掌規程を定めており、業務分担の実態との乖離について確認している
- 32 職務分掌規程を定められていない

(3) 関係者の意識向上

項目8 意識向上に向けた取組状況について

- 33 意識向上に向けた取組を行っている
- 34 意識向上に向けた取組について検討している
- 35 意識向上に向けた取組を行えていない

★ 選択肢33を選択した場合は、下記(4)について該当する選択肢に「1」を記入してください。【複数回答可】

(4) 取組の内容

- 36 研究者を対象とした説明会、研修会を実施
- 37 事務職員を対象とした説明会、研修会を実施
- 38 アンケート調査等を実施
- 39 ルールを遵守する旨の誓約書等の提出を義務化
- 40 その他(具体的な方法: _____)

項目9 行動規範の策定状況について

- 41 研究者及び事務職員の行動規範を定めている
- 42 行動規範の策定に向けて検討している
- 43 行動規範を定められていない

(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

項目10 不正使用に係る調査に関する規程の整備状況について

- 44 不正使用に係る調査に関する規程を定めている
- 45 不正使用に係る調査に関する規程の策定に向けて検討している
- 46 不正使用に係る調査に関する規程を定められていない

項目11 不正使用を行った者に対する懲戒の根拠規程の整備状況について

- 47 不正使用を行った者に懲戒が行える規程を定めている
- 48 不正使用を行った者に懲戒が行える規程について検討している
- 49 不正使用を行った者に懲戒が行える規程は定められていない

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目12 不正防止計画の策定状況について

- 50 不正発生要因を把握し、不正防止計画を策定している
- 51 不正発生要因を把握し、不正防止計画の策定に向けて検討している
- 52 不正発生要因の把握方法について検討しており、不正防止計画は策定できていない
- 53 不正発生要因を把握できておらず、不正防止計画も策定できていない

★ 選択肢50を選択した場合は、下記(5)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(5) 不正防止計画の策定方法について

- 54 不正発生要因を把握し、機関全体の状況を体系的に整理・評価した上で計画を策定した
- 55 不正発生要因を把握し、網羅的に防止できるよう計画を策定した
- 56 その他(具体的な方法:)

★ 選択肢50又は51を選択した場合は、下記(6)について該当する選択肢に「1」を記入してください。【複数回答可】

(6) 不正発生要因の把握に当たって留意した事項について

- 57 ルールと実態が乖離していないか
- 58 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか
- 59 取引に対するチェックが不十分でないか
- 60 予算執行状況が特定の時期に偏っていないか
- 61 過去に業者に対する未払い問題が生じていないか
- 62 競争的資金等が集中している部局・研究室がないか
- 63 非常勤雇用者の管理が研究室まかせになっていないか
- 64 機関全体の幅広い関係者の協力を求めて発生要因を把握
- 65 その他(具体的な留意事項:)

(2) 不正防止計画の実施

項目13 防止計画推進部署の設置について 【必須事項】

- 66 防止計画推進部署を設置している
- 67 防止計画推進部署の設置について検討している
- 68 防止計画部署を設置できていない

★ 選択肢66を選択した場合は、下記(7)について該当する選択肢に「1」を記入してください。【複数回答可】

(7) 防止計画推進部署の設置形態について

- 69 内部監査部門とは別に設置している
- 70 内部監査部門と兼ねている
- 71 新たに人員を配置した
- 72 既存の部署(職員)を充てている
- 73 その他(具体的な方法:)

項目14 最高管理責任者による進捗管理等について

(機関内外への表明)

- 74 最高管理責任者が率先して不正防止計画の実施に対応することを機関内外に表明している
- 75 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明することについて検討している
- 76 最高管理責任者が率先して対応することを表明できていない

(不正防止計画の進捗管理)

- 77 最高管理責任者自らが不正防止計画の進捗管理に努めている
- 78 最高管理責任者自らが不正防止計画の進捗管理に努めることを検討している
- 79 最高管理責任者自らが不正防止計画の進捗管理に努められていない

4 研究費の適正な運営・管理活動

項目15 予算の執行状況の検証等、適正な予算執行に向けた取組状況について

- 80 予算の執行状況を検証できる体制を整備している
- 81 予算の執行状況を検証できる体制について検討している
- 82 予算の執行状況を検証できる体制を整備できていない

★ 選択肢80を選択した場合は、下記(8)及び(9)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(8) 予算執行状況の管理体制について

- 83 研究者及び事務職員が確認できるシステム(財務会計システム等)・体制を整備している
- 84 研究者と事務職員がそれぞれ別個に管理している
- 85 その他(具体的な方法: _____)

(9) 遅滞のない予算執行状況の把握について

- 86 発注段階で支出財源を特定している
- 87 発注段階での支出財源の特定に向けた取組について検討している
- 88 発注段階で支出財源を特定できていない

項目16 癒着の防止に向けた取組状況について

- 89 癒着の防止策を講じている
- 90 癒着の防止に向けて検討している
- 91 癒着の防止策は講じられていない

項目17 発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムの構築に向けた取組状況について **【必須事項】**

(発注業務)

- 92 発注業務はすべて会計職員(事務職員)が行っている
- 93 一定の条件下(金額での制限、消耗品等購入物品の種類での制限等)で研究者が発注している
- 94 発注業務はすべて研究者が行っている

(検収業務)

- 95 検収業務(納品・役務実施事実の確認)はすべて会計職員(事務職員)が行っている
- 96 一定の条件下(金額での制限、消耗品等購入物品の種類での制限等)で研究者が検収している
- 97 検収業務はすべて研究者が行っている

★ 選択肢93又は94を選択した場合は、下記(10)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(10) 発注権限の明確化について

- 98 研究者が発注できる場合を明確に規定し、会計職員として位置付けている
- 99 研究者が発注できる場合を明確に規定されていない

★ 選択肢96又は97を選択した場合は、下記(11)及び(12)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(11) 検収権限の明確化について

- 100 研究者が検収業務を行うことを明確に規定し、会計職員として位置付けている
- 101 研究者が検収業務を行うことを明確に規定されていない

(12) 当事者以外の者によるチェックについて

- 102 当事者以外の者が検収業務を行っている
- 103 当事者が検収業務を行っている

項目18 納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備に関する取組方針の制定状況について

- 104 機関の取組方針として定めている
- 105 機関の取組方針として定めることについて検討している
- 106 機関の取組方針として定められていない

項目19 不正な取引に関与した業者への対応状況について **【必須事項】**

- 107 不正な取引に関与した業者に対する処分方針を機関として定めている
- 108 不正な取引に関与した業者に対する処分方針の制定に向けて検討している
- 109 不正な取引に関与した業者に対する処分方針を定められていない

項目20 研究者の出張計画の実行状況等の把握に向けた取組状況について

(旅費関係)

- 110 出張計画の実行状況等を把握できる取組・体制を整備している
- 111 出張計画の実行状況等を把握できる取組・体制整備に向けて検討している
- 112 出張計画の実行状況等を把握できる取組・体制を整備できていない

(実験補助等の継続的な作業を行う研究支援者等に係る人件費(謝金による支出を含む)関係)

- 113 研究支援者等の勤務実態を把握する取組・体制を整備している
- 114 研究支援者等の勤務実態を把握する取組・体制に向けて検討している
- 115 研究支援者等の勤務実態を把握する取組・体制を整備できていない

★ 選択肢110を選択した場合は、下記(13)について該当する選択肢に「1」を記入してください。【複数回答可】

(13) 実態把握の事例について

- 116 出張報告書の提出により確認している
- 117 航空券の半券により確認している
- 118 用務地における領収書等により確認している
- 119 旅行会社への業務委託等、業者で旅行の事実を確認できる体制を整備している
- 120 その他(具体的な方法:)

★ 選択肢113を選択した場合は、下記(14)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(14) 実態把握の事例について

- 121 研究支援者等は機関で雇用し、出勤簿等を部局等事務で管理するなど直接本人に勤務実態を確認している
- 122 研究支援者等の一部の者は機関で雇用せずアルバイト謝金で支出しているが、出勤簿等を部局等事務で管理するなど直接本人に勤務実態を確認している
- 123 研究支援者等は機関で雇用し、成果物により勤務実態を確認している
- 124 研究支援者等の一部の者は機関で雇用せずアルバイト謝金で支出しているが、成果物により勤務実態を確認している
- 125 研究支援者等は機関と雇用関係にはなく、成果物により勤務実態を確認している
- 126 出勤簿等は研究者が管理しており、部局等事務で勤務実態を確認できる体制が整備されていない
- 127 その他(具体的な方法:)

5 情報の伝達を確保する体制の確立

項目21 使用ルール等に関する相談受付窓口の設置状況について 【必須事項】

- 128 相談受付窓口を設置している
- 129 相談受付窓口の設置について検討している
- 130 相談受付窓口を設置できていない

★ 選択肢128を選択した場合は、下記(15)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(15) 相談受付窓口の設置形態について

- 131 機関内で統一的な相談受付窓口を設置している
- 132 部局等ごとに相談受付窓口を設置している
- 133 機関内で統一的な相談受付窓口と部局等ごとの相談受付窓口を併設している
- 134 その他(具体的な設置形態:)

項目22 通報(告発)の受付窓口の設置状況について **【必須事項】**

- 135 通報(告発)受付窓口を設置している
- 136 通報(告発)受付窓口の設置について検討している
- 137 通報(告発)受付窓口を設置できていない

★ 選択肢135を選択した場合は、下記(16)について該当する選択肢に「1」を記入してください。

(16) 通報(告発)受付窓口の設置形態について

- 138 機関内で統一的な通報(告発)受付窓口を設置している
- 139 部局等ごとに通報(告発)受付窓口を設置している
- 140 機関内で統一的な通報(告発)受付窓口と部局等ごとの通報(告発)受付窓口を併設している
- 141 機関外に通報(告発)窓口を設置している(第三者的立場にある者が窓口になっている)
- 142 その他(具体的な設置形態:)

項目23 不正への取組に関する機関の方針と意思決定手続きの外部への公表について

- 143 公表している
- 144 公表方法等について検討している
- 145 公表できていない

項目24 研究者及び事務職員の競争的資金等のルール等に対する理解の確認について

- 146 行動規範やルールに対する研究者及び事務職員の理解状況を確認している
- 147 行動規範やルールに対する研究者及び事務職員の理解状況の確認方法について検討している
- 148 行動規範やルールに対する研究者及び事務職員の理解状況を確認できていない

6 モニタリングの在り方

項目25 機関全体の視点からのモニタリング体制の整備状況について **【必須事項】**

- 149 機関全体の視点でのモニタリング体制が整備されている
- 150 機関全体の視点でのモニタリング体制について検討している
- 151 機関全体の視点でのモニタリング体制を整備できていない

項目26 機関全体の視点からの監査体制の整備状況について **【必須事項】**

- 152 機関全体の視点での監査体制が整備されている
- 153 機関全体の視点での監査体制について検討している
- 154 機関全体の視点での監査体制を整備できていない